

私たちの生徒会会則

1 名称

私たちの生徒会は「名古屋市立御幸山中学校生徒会」と呼びます。

2 目的

この会は、私たちが互いに助け合って私たちの学校生活をよりよくしていくことを目的とします。

3 会員

この会の会員は、御幸山中学校の生徒全員です。

4 生徒議会

(1) 原則として月 1 回の生徒議会を開きますが、必要に応じて臨時生徒議会を開くこともできます。

(2) 議会は執行部と議員と顧問が出席し、議長、副議長は議員の中から互選します。

(3) 執行部および議員の任期は、前期（4 月～9 月）後期（10 月～3 月）です。

5 生徒会役員

役員は会長 1 名、副会長 2 名、書記 2 名 とし、他の委員を兼任することはできません。

6 執行部

(1) 執行部は生徒会役員と議長・副議長で構成します。

(2) 執行部はこの会の目的を達成するため生徒会の中心となって会の運営を行います。議会にも出席しますが、議決権はありません。

7 議員

各クラスの室長と各種委員会の委員長とします。

8 生徒会役員と各種委員等の選挙

(1) 前期後期に生徒会の役員と各種委員等の選挙を行い、生徒会役員の選挙は、選挙管理委員会を設け、実施します。

(2) 前期の 1 年生および後期の 3 年生は、生徒会役員に立候補することができません。

(3) 役員（生徒会役員、室長及び各委員）が欠員となった場合、必要に応じて再選します。

9 選挙管理委員会

各クラスから 1 名を選出し、選挙管理委員会を構成します。委員長、副委員長は委員の中から互選します。

10 各種委員会と特別委員会

(1) 生活、保健、体育、美化、広報、図書の各種委員会と選挙管理等の特別委員会を設け、必要に応じて委員会を開きます。各種委員会の委員長、副委員長は委員の中から互選します。

(2) 週番については別に規定を設けます。

11 連絡会

生徒会長は必要に応じ、各部活動の部長と連絡会を持つことができます。

12 部活動

この会の会員は保護者、担任、部活動の顧問の許可があれば、校内の各部に所属して、部活動をすることができます。

13 財政

(1) この会の運営費は、学校からの予算でまかないます。

(2) 物品の購入は顧問を通して行います。

14 顧問

この会における議会や委員会等には、顧問の先生を必ず置き、助言をしていただきます。

15 最高決定権

この会の活動に関することは、どんな問題でもすべて学校長に最高決定権があります。

16 改正

この会則を改正するには、全議員の過半数の賛成と、学校長の承認を得なければなりません。

17 補則

この会則は昭和 50 年 4 月 1 日から施行します。

生徒会役員・各種委員等の仕事

1 生徒会会長

生徒会の代表者であり、生徒議会、執行部会、特別委員会、連絡会等を召集し各会の会長としてそれぞれの会の運営をします。

2 生徒会副会長

会長を助け、他の役員に事故があった場合は、その代行をします。生徒会備品等の管理や各種募金、生徒会に対する臨時費等の会計事務を行います。

3 生徒会書記

生徒議会等の議事録をとり、全会員に生徒会新聞や生徒会塗板を通して、生徒会の活動状況を正確に伝えます。

4 生徒議会議長

会則を守り、常に公正な立場で議会の運営をします。

5 生徒議会副議長

議長を助け、議長に関する動議が出された場合は、副議長が採決をします。

6 室長

常に学級の様子に気を配り、議員として議会に出席し、学級との連絡をはかり、学級会活動の運営をします。

7 生活委員

週番活動等を通し、会員の生活態度や学習態度の向上をはかり、安全にも注意をします

8 美化委員

点検活動等を通して美化指導につとめ、清掃道具の管理と整備、破損箇所の報告等をし

ます。また、牛乳パックの整理補助を当番制で行います。

9 体育委員

体育の授業、体育に関する行事の運営。用具の管理等をします。昼放課にボールの貸し出しをします。

10 保健委員

学級の保健衛生に気を配り、保健室利用の際は付添い、保健に関する仕事、先生への連絡等をします。暖房を付けている時は換気を行います。

11 図書委員

図書の貸し出しや管理と修理、図書室の管理等を行い、読書の普及をはかります。

12 広報委員

校内放送や掲示物等を通し伝達の役割をし、放送器具の管理や集会及び行事等の準備と後片付け等をします。

13 各種委員会の添員長

それぞれの委員会の議長を務め、顧問の先生・委員と連絡をはかり、委員会の中心となって活動をすすめます。執行部会、生徒議会に出席し、生徒会と委員会の連絡等もはかります。

14 各種委員会の副委員長

委員長を助け、委員長不在の場合はその代行をします。それぞれの委員会の副長を務めます。

15 選挙管理委員

生徒会役員が正しく選挙されるように、選挙の準備や選挙に関するすべての仕事を行います。

週番

—わたしたちでよりよい学校に—

1 組織

(1) 週番は学級の生活委員、美化委員と先生で組織します。

(2) 週番は班別一週間の交代で行います。

2 生活委員の活動内容

(1) 週番はその週の先生と連絡をとり、学校生活のすべての面についてよりよい生活態度ができるように、次の点を指導、点検をします。月目標、生徒月目標の徹底、登下校、服装、持ち物、生活のきまり、窓の開閉、帰りの戸締り、その他

(2) 朝玄関前に集合し当日の活動、点検項目を確認します。

3 美化委員の活動内容

(1) 昼食後、ミルク返却場所に集合しミルク返却の指導、点検をします。

4 その他

(1) 週始まりの朝から週末の下校時までとします。

(2) 週番は週始まりの日、朝の会などにその生徒月目標や留意事項をクラスで発表し、黒板に書き込みます。

(3) 以上のほか、臨時放送を利用して、全校生徒に徹底を呼び掛けます。

学校生活 月目標	
4月	学校の決まりを守ろう
5月	環境をととのえよう
6月	健康で安全な生活を心がけよう
7月	からだをきたえよう
8月	有意義な夏休みを送ろう
9月	礼儀正しくしよう
10月	責任をはたそう
11月	みんなと協力しよう
12月	自分の行動を見直そう
1月	明るい生活を送ろう
2月	物を大切にしよう
3月	感謝の心で1年間を振り返ろう

選挙に関する事から

1 生徒会役員の選挙について

- (1) 立候補者は、定められた期間に所定の用紙に責任者1名を含む30名の推薦者名を記入して届け出ます。
- (2) 立候補者が、定められた期間内に定員に満たない場合は、その期間を延長して再公示をします。
- (3) 選挙ポスター等の使用は、選挙管理委員会に従います。
- (4) 立候補者は、立会演説会にて意見を述べるができます。
- (5) 当選者は、有効投票の最多数を得た者としします。同数の場合は、決選投票をします。
- (6) 候補者が定員と同数の場合は、信任投票を行い、過半数をもって当選としします。
- (7) 役員に2名以上の欠員が生じ、任期が3か月以上ある場合は、補欠選挙を行います。
- (8) 選挙管理委員であっても、公示前に選挙管理委員をやめれば立候補することができます。

2 室長・各種委員の選挙について

各クラスごとにて行います。

3 各種委員会の委員長及びその他の選挙について

各顧問の指導により行います。

議会の進め方

1 会議の成立

- (1) 会議は、その召集者（それぞれの長）が出席者を調べます。
- (2) 会議は、総議員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができません。

2 議事

- (1) 議長は議案を取り上げるとき、それを宣告し、提案者にその提案理由を説明させます。
- (2) 会議で発言するときは、議長の指名を受けなければなりません。
- (3) 発言はすべて議題について集中的に行い、議題からはずれた発言や、個人の名誉を著しく傷つけるような発言は慎みます。
- (4) 発言は、その中途において他の発言によって妨げられません。
- (5) 質問のときに意見を述べることはできません。
- (6) 議長は、議案に対する質問が終わった後、討論をします。
- (7) 討論は建設的に行い、反対のための反対や利己的判断に基づく発言は慎まなければなりません。
- (8) 討論においては、議長は最初に反対者に発言させ、次に賛成者を指名して発言させるようにします。
- (9) 討論について、提案者（執行部等）も発言することができます。
- (10) 討論が終わったときは、議長はそのことを宣言して表決します。
- (11) 表決は、出席している議員の挙手によって行います。
- (12) 表決するときは、議長は表決する問題を宣言しなければなりません。宣言後は、何人も議題について発言することができません。
- (13) 同じ議題について、二つ以上の修正動議が出された場合は、原案に最も遠いものから先に採決し、すべての修正動議が否決されたときは、原案について採決します。
- (14) 議長は、問題について異議の有無を会議に問い、異議がないと認めたときは可決の宣言をすることができます。
- (15) 議長は、表決の結果が可否同数の場合にはこれを決めることができます。

生徒組織図

